

—— 二十世紀の負の遺産、密集市街地を救出するために ——

密集市街地 整備法詳解



編著 密集市街地法制研究会

監修 国土交通省

都市・地域整備局 都市計画課
住宅局 市街地建築課

定価 2,520円 (本体価格:2,400円)

仕様 A5判・単行本・184頁

特 色

特色1

序章で、平成9年の法律制定時から現在まで行われてきた改正の経緯を簡潔に紹介。逐条解説に入る前に、法律の全体像がつかめます。

特色2

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」を条ごとに、丁寧に解説。必要に応じて施行令・施行規則、関係法令も参照いただけます。

特色3

信頼の国土交通省監修! 確かな情報をお届けします。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目 次

序章 これまでの経緯等

第一章 総則

第二章 防災街区整備方針

第三章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

第一節 建築物の建替えの促進

第二節 延焼等危険建築物に対する措置

第三節 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社の行う受託業務等

第四節 第二種市街地再開発事業の施行区域の特例

第四章 特定防災街区整備地区

第五章 防災街区整備地区計画等

第一節 防災街区整備地区計画

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画

第三節 防災街区計画整備組合

第四節 建築物の敷地と道路との関係の特例

第六章 防災街区整備事業

一 防災街区整備事業の趣旨・概要

二 防災街区整備事業の施行地区

三 防災街区整備事業の施行者

四 防災街区整備事業に関する都市計画

五 事業計画

六 測量、調査等

七 建築行為等の制限

八 権利変換手続の開始

九 権利変換計画

十 権利変換

十一 土地の明渡し

十二 工事完了に伴う措置

十三 権利変換手続の特則

十四 その他(市街地再開発事業との違い)

第七章 防災都市施設の整備のための特別の措置

第八章 避難経路協定

第九章 防災街区整備推進機構

第一節 延焼等危険建築物に対する措置

第三十三条 延焼等危険建築物に対する措置
第三十四条 延焼等危険建築物に対する措置
第三十五条 延焼等危険建築物に対する措置
第三十六条 延焼等危険建築物に対する措置
第三十七条 延焼等危険建築物に対する措置
第三十八条 延焼等危険建築物に対する措置
第三十九条 延焼等危険建築物に対する措置
第四十条 延焼等危険建築物に対する措置
第四十一条 延焼等危険建築物に対する措置
第四十二条 延焼等危険建築物に対する措置
第四十三条 延焼等危険建築物に対する措置
第四十四条 延焼等危険建築物に対する措置
第四十五条 延焼等危険建築物に対する措置
第四十六条 延焼等危険建築物に対する措置
第四十七条 延焼等危険建築物に対する措置
第四十八条 延焼等危険建築物に対する措置
第四十九条 延焼等危険建築物に対する措置
第五十条 延焼等危険建築物に対する措置
第五十一条 延焼等危険建築物に対する措置
第五十二条 延焼等危険建築物に対する措置
第五十三条 延焼等危険建築物に対する措置
第五十四条 延焼等危険建築物に対する措置
第五十五条 延焼等危険建築物に対する措置
第五十六条 延焼等危険建築物に対する措置
第五十七条 延焼等危険建築物に対する措置
第五十八条 延焼等危険建築物に対する措置
第五十九条 延焼等危険建築物に対する措置
第六十条 延焼等危険建築物に対する措置
第六十一条 延焼等危険建築物に対する措置
第六十二条 延焼等危険建築物に対する措置
第六十三条 延焼等危険建築物に対する措置
第六十四条 延焼等危険建築物に対する措置
第六十五条 延焼等危険建築物に対する措置
第六十六条 延焼等危険建築物に対する措置
第六十七条 延焼等危険建築物に対する措置
第六十八条 延焼等危険建築物に対する措置
第六十九条 延焼等危険建築物に対する措置
第七十条 延焼等危険建築物に対する措置
第七十一条 延焼等危険建築物に対する措置
第七十二条 延焼等危険建築物に対する措置
第七十三条 延焼等危険建築物に対する措置
第七十四条 延焼等危険建築物に対する措置
第七十五条 延焼等危険建築物に対する措置
第七十六条 延焼等危険建築物に対する措置
第七十七条 延焼等危険建築物に対する措置
第七十八条 延焼等危険建築物に対する措置
第七十九条 延焼等危険建築物に対する措置
第八十条 延焼等危険建築物に対する措置
第八十一条 延焼等危険建築物に対する措置
第八十二条 延焼等危険建築物に対する措置
第八十三条 延焼等危険建築物に対する措置
第八十四条 延焼等危険建築物に対する措置
第八十五条 延焼等危険建築物に対する措置
第八十六条 延焼等危険建築物に対する措置
第八十七条 延焼等危険建築物に対する措置
第八十八条 延焼等危険建築物に対する措置
第八十九条 延焼等危険建築物に対する措置
第九十条 延焼等危険建築物に対する措置
第九十一条 延焼等危険建築物に対する措置
第九十二条 延焼等危険建築物に対する措置
第九十三条 延焼等危険建築物に対する措置
第九十四条 延焼等危険建築物に対する措置
第九十五条 延焼等危険建築物に対する措置
第九十六条 延焼等危険建築物に対する措置
第九十七条 延焼等危険建築物に対する措置
第九十八条 延焼等危険建築物に対する措置
第九十九条 延焼等危険建築物に対する措置
第一百条 延焼等危険建築物に対する措置

（一）概要
本条は、特定促進地区の建築物が密集した地域において、延焼等危険建築物の存在（「大規模な延焼等危険建築物」とは、一定の構造等要件を満たす建築物を指す。）の除去が、当該地域の防災上の利益を著しく損なうおそれがある場合において、当該建築物の存在を除去し、当該地域の防災上の利益を確保するための措置を講ずるものである。（略）

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規

検索